

中間検査の取扱い

法第7条の3第1項第2号、市規則第8条

【内 容】

「藤沢市建築基準等に関する規則第8条」では、建築基準法第7条の3第1項第2号に基づき特定工程を定めている。次のケースに該当する建築物について、それぞれの取扱いを示す。

1. 中間検査の対象となる建築物

同一敷地内に用途上不可分の建築物を複数棟建築する場合には、それぞれの棟ごとに中間検査の対象となるかどうかを判断する。敷地内に対象となる建築物が複数棟ある場合には、その棟ごとに中間検査を受ける必要がある。

また、建築物があらかじめ工場で組み立てられたプレハブ倉庫等の既製品で、該当する特定工程がないものについては、対象の規模であっても中間検査を受ける必要はないものとする。

2. 複数の工区に分けて施工する建築物

1の建築物を複数の工区に分けて施工する場合は、すべての工区で中間検査を受ける必要がある。

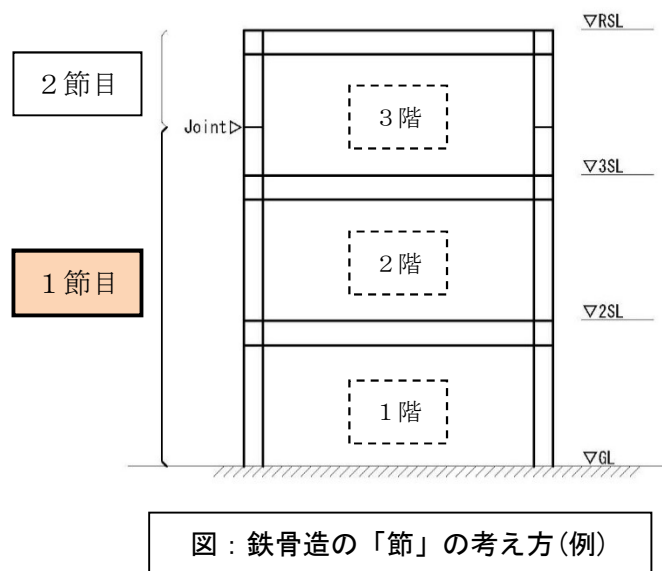
3. 混構造の建築物

1の建築物に2以上の構造方法を併用している場合は、主たる構造の部分が中間検査の対象とする。主たる構造とは、原則としてそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のものをいう。

4. 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物

建築物の構造が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合は、1 節目の鉄骨建て方工事が完了した時点で中間検査を受けるものとする。「節」の考え方は、下図を参考にすること。なお、当該1 節目には図のように1 以上の階を含むものとする。

ただし、鉄骨造の一戸建ての住宅の場合には、「屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事」が特定工程とする。



【参 考】

- ・ 中間検査の取扱いについて（平成29年2月22日藤沢市計画建築部建築指導課）

【取り扱い開始時期】

平成29年 2月22日